

# 滋賀県企業庁経営戦略

－ 信頼の水で、地域の未来に貢献します －

(素案)

令和2年 月

滋賀県企業庁

# 目次

第1章 策定の趣旨		
1 策定の背景、目的	.....	1
2 計画期間	.....	2
第2章 事業の概要、現状評価と課題		
1 企業庁の体制	.....	3
2 水道用水供給事業	.....	4
3 工業用水道事業	.....	12
第3章 基本理念・基本目標	.....	21
第4章 目標の達成に向けた取り組み		
1 安全	.....	22
2 強靱	.....	24
3 持続	.....	26
第5章 投資・財政計画		
1 基本的な考え方	.....	33
2 水道用水供給事業		
(1) 投資計画	.....	33
(2) 財政計画	.....	34
3 工業用水道事業		
(1) 投資計画	.....	36
(2) 財政計画	.....	37
4 健全経営の維持・向上に向けた取り組み について	.....	40
第6章 計画の推進	.....	41
資料編		
・ 収支見通し算定条件	.....	43
・ 用語集	.....	45
・ 工業用水道 受水企業アンケート集計結果	.....	49
・ 滋賀県企業庁水道ビジョン懇話会委員	.....	52

# 第1章 策定の趣旨

## 1. 策定の背景・目的

企業庁では、平成23年3月に、長期的な展望に立った事業運営の指針となる「滋賀県企業庁水道ビジョン（以下「企業庁水道ビジョン」といいます。）」（計画期間：平成23年度～令和2年度）を策定し、また、「企業庁水道ビジョン」で掲げた基本理念の実現や目標の達成に向けた実施計画と収支計画を示した「滋賀県企業庁経営計画」（前期：平成23年度～平成27年度、後期：平成28年度～令和2年度）を策定し、これまでに水道用水供給事業の事業統合や新地方公営企業会計制度の適用、水道GLPの取得、「アセットマネジメント計画」の策定や浄水施設の耐震対策など、安定供給の継続と健全経営の維持に取り組んできました。

「企業庁水道ビジョン」策定から10年が経過する中で、水道事業を取り巻く環境は、人口減少や節水技術の普及による水需要の減少、水源水質の変化、自然災害の激甚化、老朽化の進む管路や施設の更新工事の増加、技術系職員の退職が急速に進むなど、大きく変化してきています。

このような状況において、公営企業である企業庁が今後も安全な水を安定供給し、地域産業の健全な発展に貢献するためには、水道施設の更新を着実に進めるとともに災害対策を一層推進し、その基盤となる健全な経営を将来にわたり確保することが重要です。

については、これまでの「企業庁水道ビジョン」の評価を踏まえ、今後の事業運営に向けた中長期的な視点に基づく経営を戦略的に進めていくために次期基本計画として「滋賀県企業庁経営戦略」（以下「企業庁経営戦略」といいます。）を策定します。

なお、策定にあたっては滋賀県が県全体の水道行政の基本計画として平成31年3月に策定した「滋賀県水道ビジョン」との整合性を図ることとします。

また、厚生労働省が水道事業者等に対して作成を推奨している「水道事業ビジョン」および総務省から策定を要請されている中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略」として位置付けます。

滋賀県は持続可能な滋賀を目指し、SDGsの達成に向けて取り組んでいることから、企業庁経営戦略も事業の取り組みを通じてSDGsのゴールの達成に貢献します。

### 【主に以下のゴールの達成に貢献します】



全ての人の水と衛生の利用可能性と管理を確保する



強靱(レジリエント)なインフラ構築、かつ包摂的持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る

1 2. 計画期間

2 「企業庁経営戦略」の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とし  
3 ます。

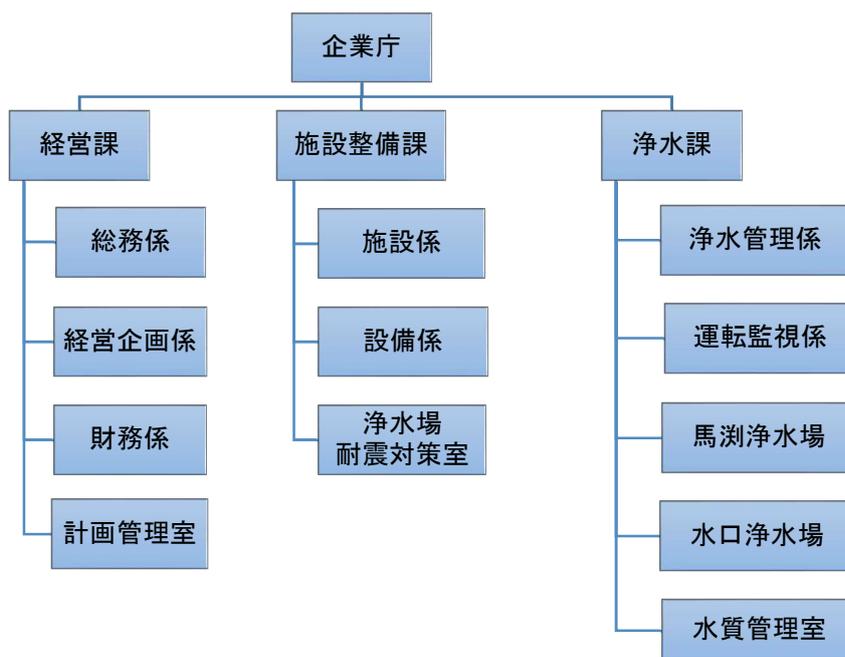
## 第2章 事業の概要、現状評価と課題

本章では、水道用水供給事業と工業用水道事業ごとに、事業の概要と現行の「企業庁水道ビジョン」におけるこれまでの取り組みとその評価、事業を推進する中で新たに生じた課題について整理します。

### 1. 企業庁の体制

昭和42年に湖南工業団地に必要な水の確保を目指して創設した湖南工業用水道事業を振り出しに、昭和43年4月1日に当庁の前身である滋賀県企業局を設置して以来、段階的に工業用水道事業および水道用水供給事業の拡充を進めてきました。

現在、企業庁長を公営企業管理者とした3課体制で、水道用水供給事業1事業、工業用水道事業2事業を運営しています。



職員数 83人（会計年度任用職員含む）  
（令和2年4月現在）

図表 2-1 組織図

1 2. 水道用水供給事業

2 (1) 事業の概要

3 ① 概要

4 昭和 40 年代からの都市化の進展による人口増加、産業経済の発展および生活  
 5 環境の向上に伴い増大する水需要に対し、水道用水の安定確保を図るために、地  
 6 域から要請を受け、県営の水道用水供給事業を開始しました。

7 昭和 53 年から南部上水道供給事業、昭和 54 年から東南部上水道供給事業〔中  
 8 部地区〕、昭和 59 年から東南部上水道供給事業〔甲賀地区〕の給水を開始しまし  
 9 した。平成 23 年 4 月に南部上水道供給事業と東南部上水道供給事業を湖南水道用  
 10 水供給事業に統合し、現在に至っています。

11



12

13

図表 2-2 水道用水供給事業の供給区域

項目	事業名 湖南水道用水供給事業		
計画給水人口(人)	684,000		
計画給水量 (m <sup>3</sup> /日)	198,800		
給水区域	8市2町		
	草津市、守山市、栗東市、 野洲市、湖南市	近江八幡市、東近江市、 日野町、竜王町	甲賀市
浄水場	吉川浄水場	馬渕浄水場	水口浄水場
水源	琵琶湖	琵琶湖	野洲川
取水地点	野洲市吉川	近江八幡市南津田町	湖南市三雲
給水開始	平成23年4月1日		
	南部上水道供給事業	東南部上水道供給事業(中部)	東南部上水道供給事業(甲賀)
	第1次 昭和53年8月11日 第2次 平成17年4月1日	第1次 昭和54年11月21日 第2次 昭和57年7月1日 第3次 昭和60年7月1日	昭和59年6月1日

14

図表 2-3 水道用水供給事業の概要

② 受水市町の水道事業概要

受水市町の給水開始年月、事業計画、平成 30 年度における給水人口、給水量は次のとおりとなっています。

	給水開始年月	事業計画				給水人口(人)	実績1日当たり(m <sup>3</sup> )	
		直近認可	目標年度	給水人口(人)	1日最大給水量(m <sup>3</sup> )		最大給水量	平均給水量
草津市	S39.1	H13.11.26	H22	133,100	71,400	133,987	51,747	46,151
守山市	S35.10	H27.11.20	R5	85,400	31,000	83,229	28,713	25,948
栗東市	S38.2	H22.12.1	H30	70,900	31,510	69,490	27,172	24,036
野洲市	S40.4	H30.3.23	R8	51,800	22,900	51,041	22,530	20,304
湖南市	S39.4	H25.3.6	R3	54,890	24,110	54,998	24,804	20,129
近江八幡市	S29.3	H25.3.29	R3	81,900	32,300	81,746	29,433	25,304
東近江市	S47.11	H28.3.31	R5	99,800	40,400	99,309	35,878	32,227
日野町	S36.4	H7.3.16	H16	25,000	14,300	20,315	9,885	7,384
竜王町	S57.4	H19.4.17	H28	14,250	8,600	11,545	5,215	4,490
甲賀市	H16.10	H20.2.22	R7	101,550	57,309	91,658	42,203	36,685

【出典】平成 30 年度 滋賀県の水道

図表 2-4 受水市町の水道事業概要

③ 料金

料金は、基本水量（1日最大給水量）に基づく定額の基本料金と実際に使用した水量に応じて算出する使用料金からなる「二部料金制度」を採用しています。

平成 22 年度までは地区ごとに料金が異なりましたが、平成 23 年度に使用料金を、平成 28 年度に基本料金を統一し、現在は全給水区域で同一料金となっています。

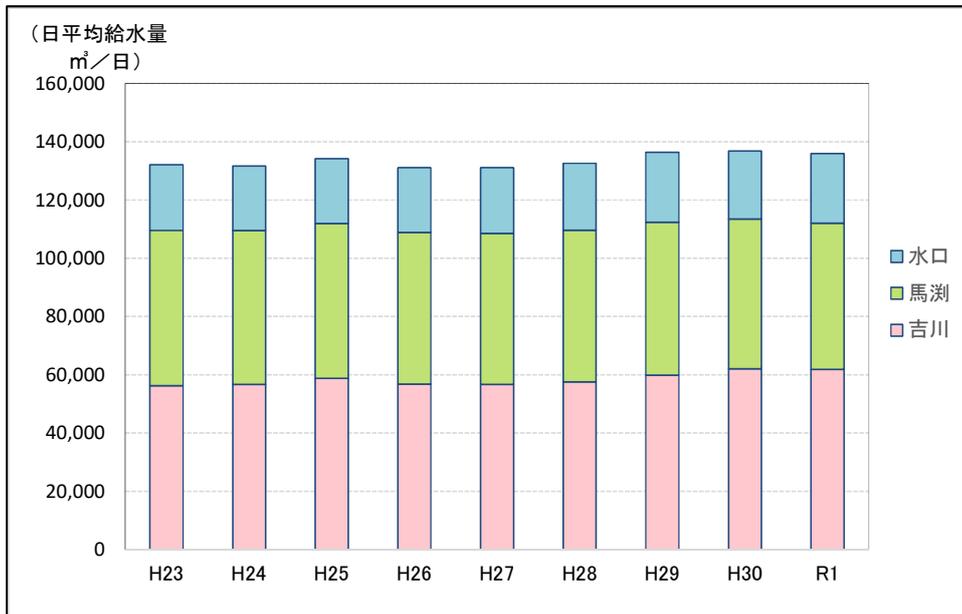
(単位: 円/m<sup>3</sup>)

	H23.4.1～		H28.4.1～	H30.4.1～(現在)
基本料金 (月額)	吉川	1,270	1,270	1,270
	馬渕	1,315		
	水口	1,679		
使用料金	27.0		31.3	29.2

図表 2-5 料金改定の状況

1 ④ 給水量の推移

2 近年の日平均給水量は、横ばい傾向で安定しています。



3 図表 2-6 日平均給水量の推移

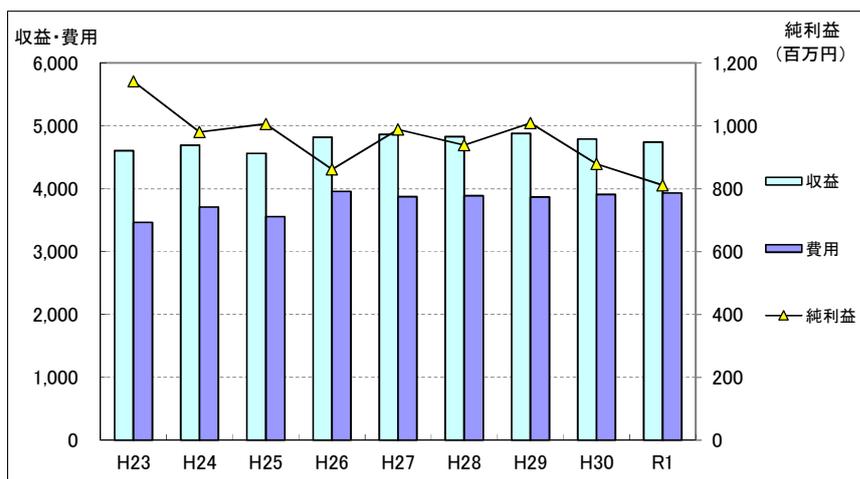
4

5 ⑤ 経営状況

6 ア. 収益的収支

7 黒字経営を維持しています。収益、費用とも多少の増減はあるものの横ばい  
8 傾向にあり、純利益はほぼ横ばいで推移しています。

9



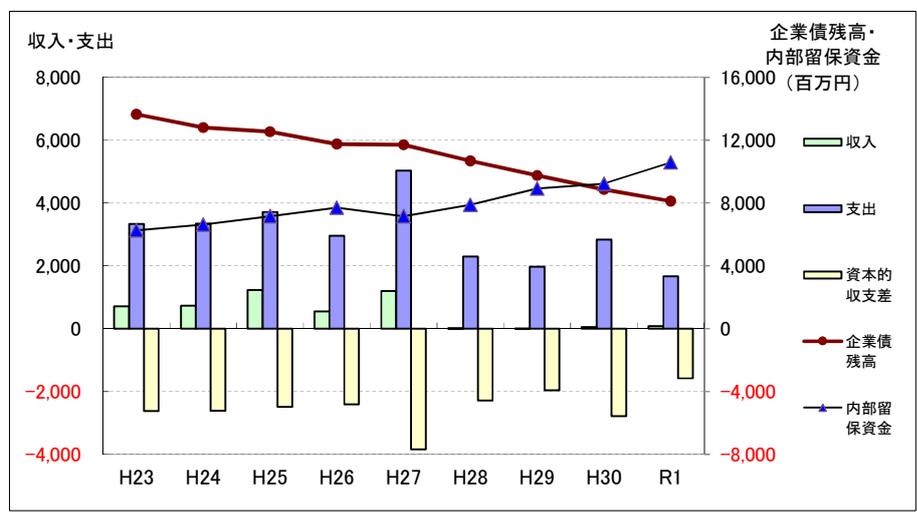
10 図表 2-7 収益的収支の推移

11

1  
2  
3  
4  
5

イ. 資本的収支

資本的支出では、送水管路や設備の更新、浄水場の耐震対策を進めています。  
企業債については、元金の償還を計画的に行っており、令和元年度末時点での残高は約 81 億円です。



図表 2-8 資本的収支の推移

6  
7  
8  
9  
10  
11  
12

ウ. 経営指標

経常収支比率は 100%を上回っていれば、単年度の収支が黒字であることを示すものです。近年は全国平均を上回って推移しており、安定した経営状況を維持しています。

(%)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
滋賀県	130.2	126.4	128.3	126.0	125.5	124.1	126.1	122.4
全国平均	107.6	108.2	108.8	113.0	113.6	114.3	113.4	112.8

図表 2-9 経常収支比率の推移

13  
14  
15

1 (2) 企業庁水道ビジョンの取り組みと実績、評価

2 ① 主な取り組み

3 【安心】

- ・集中監視制御システムの導入による運転監視業務の一元管理（平成 23 年度）
- ・水安全計画の策定（平成 24 年度）
- ・新水質試験棟を本格稼働（平成 26 年度）
- ・水道 G L P の取得による水質検査技術の向上（平成 27 年度）
- ・残留塩素濃度差の改善に向けた追加塩素設備の導入（平成 28、30 年度）
- ・かび臭気物質連続測定装置の導入によるかび臭の常時監視体制の強化（平成 30 年度）
- ・朝国導水ポンプ場、水口浄水場の活性炭・薬品注入設備の整備（平成 29、30 年度）
- ・浄水場見学や出前講座等の実施
- ・被災地への応急給水支援や水道復旧応援

4

5

【安定】

- ・「アセットマネジメント計画（平成 28 年度～令和 37 年度）」の策定および計画に基づく施設・管路の更新（平成 28 年度～）
- ・浄水施設の耐震化に向けた取り組み（平成 23 年度～）
- ・「事業継続計画（震災編）」の策定（平成 27 年度）
- ・管路管理システムの構築・運用（平成 26 年度）
- ・「琵琶湖を水源とする水道水のかび臭対策マニュアル」の作成（平成 29 年度）
- ・放射性物質検査機器の導入（平成 26 年度）
- ・非常用発電設備の整備、更新

6

7

【持続】

- ・組織改編【本庁、各水道事務所の業務を吉川浄水場に集約】（平成 23 年度）
- ・健全経営（黒字経営）の維持
- ・3 浄水場の基本料金の統一（平成 28 年度）
- ・水道職員の計画的採用（平成 23 年度）
- ・研修の 3 カ年計画によるスキルアップと技術継承（平成 25 年度）
- ・新型コロナウイルス感染症に対して「新型インフルエンザ等対策事業継続計画」に準拠した対応を実施（令和元年度）

8

9

10

11

12

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8

【環境】

- ・「琵琶湖森林パートナー協定」による森林づくり活動の実施（平成 23 年度～）
- ・環境レポートの作成（平成 26 年度～）
- ・民間事業者との連携によるマイクロ小水力発電システムの稼働（令和 2 年度）
- ・省エネルギー施設、設備の導入
- ・浄水発生土、建設副産物の再利用

【国際】

- ・海外からの視察受け入れ

② 目標指標の実績と評価

総合評価

◎：100%以上 ○：80%以上 △：50%以上 ▲：50%未満

基本 目標	指標	優位性	実績											総合 評価
			目標値	R2	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
安心	かび臭から見たおいしい水達成率(%)	↑	70	60	50	50	45	55	5	55	80	75	△	
	総トリハロメタン濃度基準比(%)	↓	30	38	49	57	36	34	31	35	34	36	▲	
	水質苦情件数(件)	↓	0	0	171	0	0	0	1,189	31	0	1	△	
安定	浄水施設の耐震化率(%)	↑	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲	
	ポンプ所の耐震化率(%)	↑	65	36.8	36.8	36.9	40	40	40	40.7	40.7	40.7	△	
	管路の耐震化率(%)	↑	40	29.8	30.2	30.7	30.7	34.2	34.2	34.2	35	36.7	○	
	自家発電設備容量率(%)	↑	70	63.5	70	70	86.5	86.5	90.8	90.2	90.2	90.2	◎	
持続	料金回収率(%)	↑	102 以上	129	125	127	127	126	125	126	123	122	◎	
	経常収支比率(%)	↑	108 以上	130	128	128	126	126	124	126	122	121	◎	
	給水収益に対する内部留保資金の割合(%)	↓	80 以上	139	148	159	172	160	175	197	207	239	◎	
	給水収益に対する企業債残高の割合(%)	↓	320 以下	304	285	278	262	261	238	216	199	183	◎	
環境	過去5年間のエネルギー使用原単位変化率対前年比(%) (共通)	↓	-1	-1	-0.1	-0.6	-1.2	-1.1	-1.1	0.2	1.5	0.4	△	
	浄水発生土の有効利用率(%)	↑	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	◎	
	建設副産物のリサイクル(%)	↑	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	◎	

※目標値補足

「かび臭から見たおいしい水達成率」および「総トリハロメタン濃度基準比」については、年間平均値ではなく、年間最大値で評価しています。

図表 2-10 水道用水供給事業 目標指標の実績(H23～R1)

9  
10  
11  
12

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38

### (3) 課題

#### ① 安心

- ・平成 28 年度には吉川および馬淵浄水場の原水（琵琶湖水）でこれまでに経験したことの無い濃度のかび臭原因物質が発生し、水質基準を超過した水道水を送水する事態が発生しました。今後も環境の変化などの影響による水質の変化が懸念されることから、水質状況を的確に把握するとともに、関係者との情報共有が必要です。
- ・これに対応するため、馬淵浄水場へのかび臭気物質連続測定装置の導入や水口浄水場への活性炭注入設備の整備を行いました。馬淵浄水場の活性炭注入設備が未整備であるため整備を行う必要があります。
- ・施設、設備、管路の老朽化が進行しており、定期的な点検に基づく適正な維持管理が必要です。

#### ② 安定

- ・施設、設備、管路の計画的な更新を進めるため、平成 27 年度に策定した「アセットマネジメント計画」に基づき、計画的な事業の推進に取り組んでいます。事業進捗に若干の遅れがあります。
- ・各浄水場の耐震診断の結果、液状化被害が想定される吉川浄水場では、新たに施設規模 3 万 m<sup>3</sup>/日の浄水施設の整備を進めています。その他の浄水場についても必要な耐震対策工事を進める必要があります。
- ・平成 30 年の西日本豪雨や令和元年の台風 19 号では、全国各地で浄水場の浸水や土砂災害により広域的、長期的な断水が発生しました。今後、企業庁の浄水施設等においても大雨による浸水が想定されることから、各施設における浸水対策を進める必要があります。
- ・事故や自然災害に備え、非常用発電設備の整備を進めてきたところですが、一部小規模施設においては未整備となっており、既に整備済みの施設においても老朽化が進んでいることから、設備の整備、更新が必要となっています。
- ・令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症のような新たな危機事案や今後発生が予測される南海トラフ地震等の発生時においても、水道水を供給できる施設の整備や体制の確保が求められています。

#### ③ 持続

- ・今後、更新工事の増加や人口減少に伴う水需要の減少が想定されることから、適正な料金設定を行うとともに、施設規模の適正化を始めとする更なる経営の効率化を進める必要があります。

- 1           ・高度化、多様化している課題に対応しながら、経営の効率化を進めるために、  
2           A I や I C T などの新たな技術や民間の優れた取り組みを調査、研究し、必要  
3           に応じて導入を検討していきます。
- 4           ・企業庁では令和 2 年 4 月現在、水道職のうち 50 歳以上が 4 割以上を占めてお  
5           り、36 歳から 50 歳までの中間層の職員が 2 割程度と年齢構成に偏りがあるた  
6           め、技術の継承と人材育成が急務となっています。
- 7           ・県において「水道広域化推進プラン」作業を進めており、企業庁も策定協議に  
8           参画していくことが求められています。

9

10

#### 11           ④ 環境

- 12           ・これまでから省エネルギー設備の導入や浄水発生土、建設副産物の再利用など  
13           環境に配慮した取り組みを進めてきたところですが、気候変動適応法の制定や  
14           二酸化炭素排出量実質ゼロの動きを受け、更なる二酸化炭素排出量の削減に向  
15           けた取り組みを行う必要があります。

16

17

#### 18           ⑤ 国際

- 19           ・引き続き、海外からの視察等の受け入れ態勢を充実させる必要があります。

20

1 3. 工業用水道事業

2 (1) 事業の概要

3 ① 概要

4 高度経済成長に伴い、増大する水需要に対応するため、県南部地域では昭和 43  
5 年から、県東部地域では昭和 46 年から工業用水の給水を開始しました。

6 令和 2 年 4 月時点で、彦根工業用水道は 14 社、南部工業用水道は 43 社の企業  
7 に給水をしています。

8



9  
10  
11

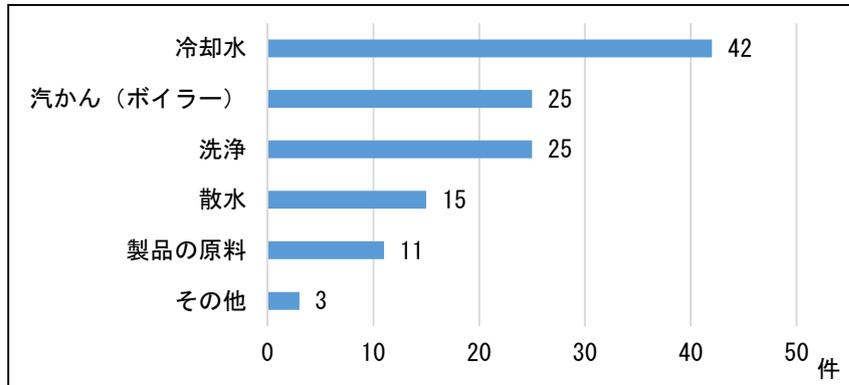
図表 2-11 工業用水道事業の供給区域

項目	工業用水道事業	
	彦根工業用水道事業	南部工業用水道事業
給水対象 給水区域	受水企業 14社 〔彦根市、多賀町 1市1町〕	受水企業 43社 〔草津市、守山市、栗東市、野洲市 湖南市、甲賀市、竜王町 6市1町〕
計画給水量 (m <sup>3</sup> /日)	48,500	83,860
水源 取水地点	琵琶湖 彦根市八坂町	琵琶湖 野洲市吉川
給水開始	昭和46年5月1日	旧湖南地区 昭和43年5月1日 南部地区 昭和54年4月1日 石部甲西地区 昭和56年5月1日

図表 2-12 工業用水道事業の概要

1 ② 工業用水の利用状況

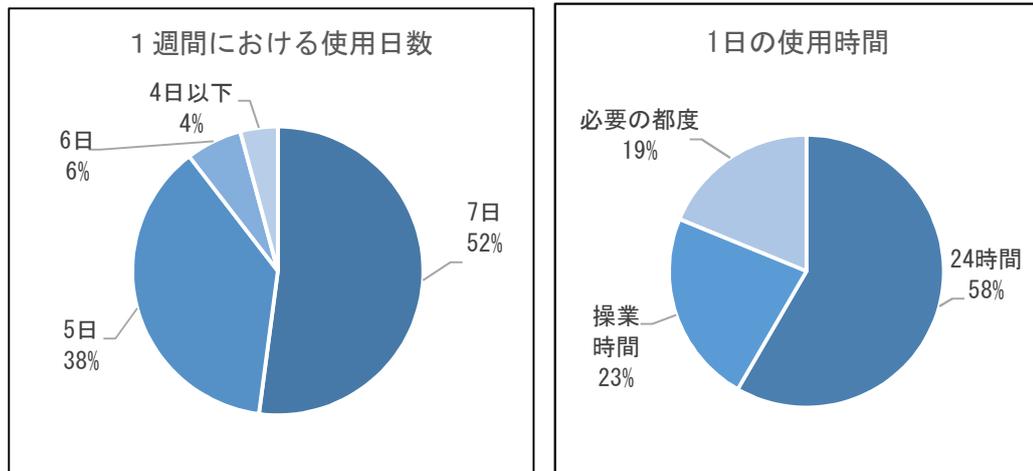
2 工業用水は受水企業によって、冷却水、汽かん(ボイラー)、洗浄など、様々な用途で  
3 使用されています。



4 図表 2-13 受水企業の主な使用用途

5  
6  
7 使用状況について、毎日(7日)使用している、24 時間使用していると回答した企業は  
8 いずれも半数以上となっています。

9



10 図表 2-14 受水企業の使用状況

11  
12 【工業用水道受水企業アンケート(令和2年7月実施)】

13

③ 料金

料金は、基本水量に基づく定額制の基本料金と実際に使用した水量に応じて算定する使用料金からなる「二部料金制度」を採用しています。

南部工業用水道事業は、平成 30 年 4 月に基本料金の見直しを行っています。

なお、彦根工業用水道事業は、事業創設時に設備整備にかかる事業費の一部を受水企業が負担したことや原水の状態で送水していることから南部工業用水道と比較して料金が低くなっています。

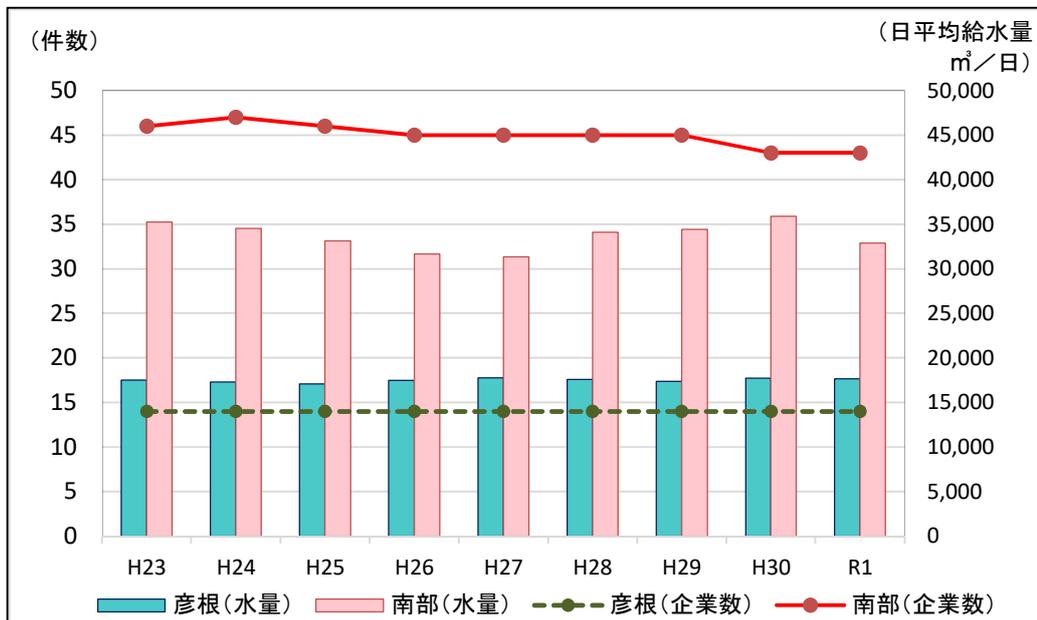
(単位:円/㎡)

	彦根工業用水道	南部工業用水道	
		~H30.3.31	H30.4.1~(現在)
基本料金	14	40	34.7
使用料金	3	8	8

図表 2-15 料金改定の状況

④ 給水量の推移

近年の日平均給水量は、彦根工業用水道は横ばい傾向であり、南部工業用水道は 3 万 1,000 ㎡から 3 万 6,000 ㎡の間で推移しています。



図表 2-16 受水企業、日平均給水量の推移

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9

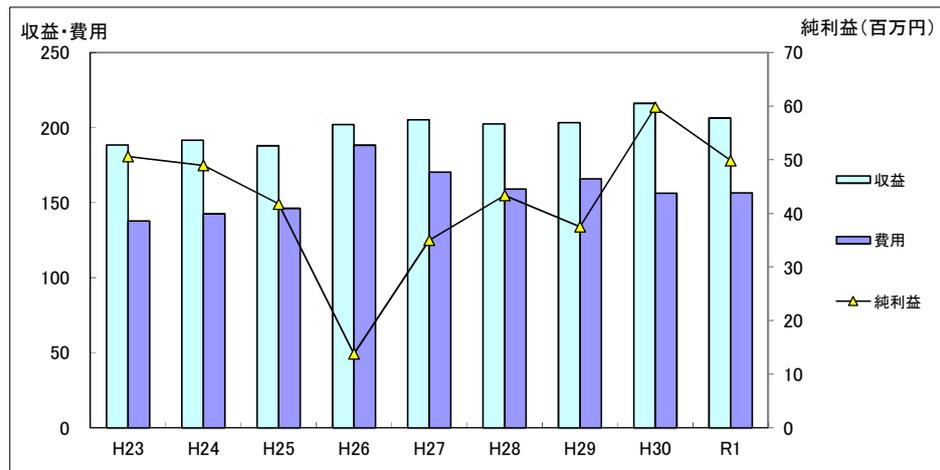
⑤ 経営状況

ア. 収益的収支

いずれの事業も黒字経営を維持しています。

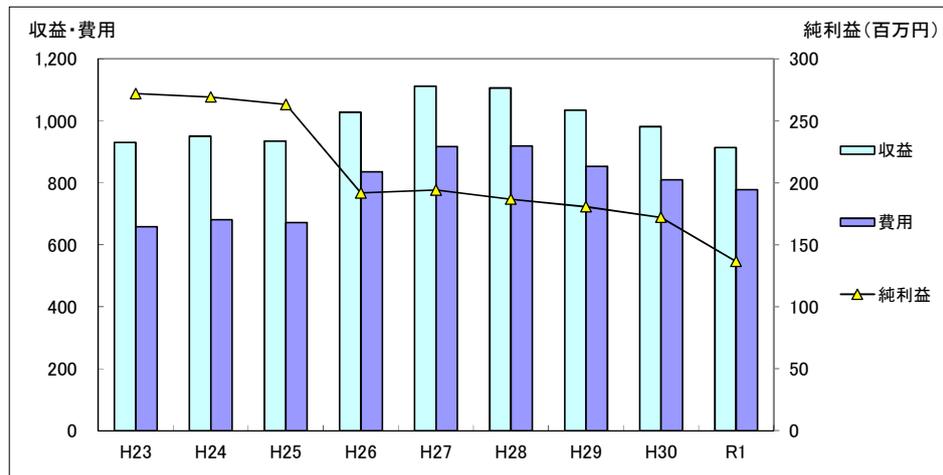
なお、彦根工業用水道事業の純利益は、平成 26 年度に企業債の全額繰上償還に伴う特別損失の計上などにより一時的に減少しました。

また、南部工業用水道事業の純利益は平成 26 年度に固定資産の償却制度の改正の影響を受けて減少しました。



図表 2-17 彦根工業用水道事業・収益的収支の推移

10



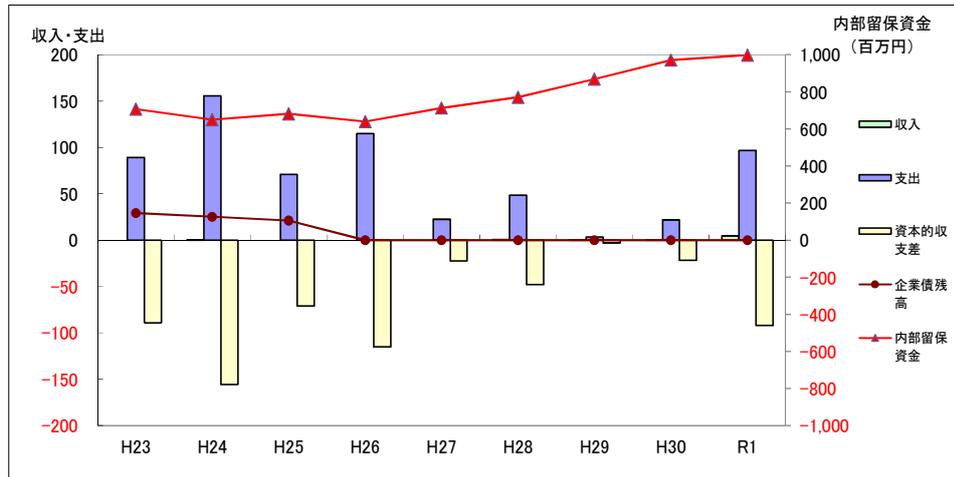
図表 2-18 南部工業用水道事業・収益的収支の推移

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7

## イ. 資本的収支

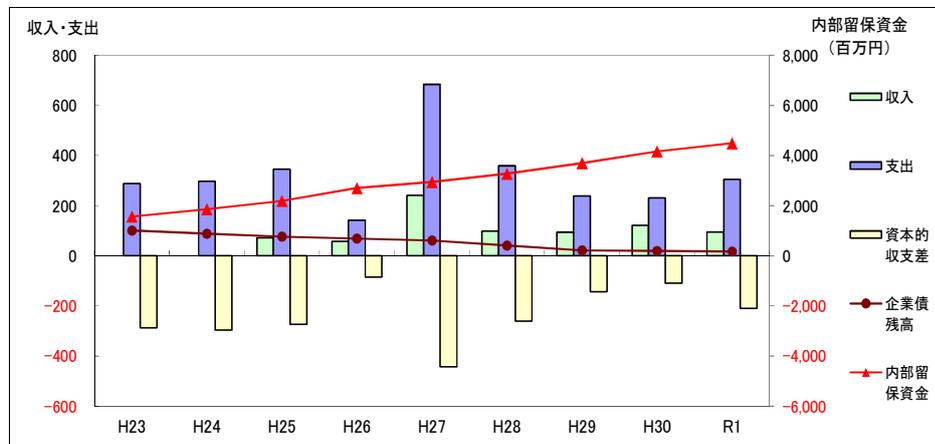
資本的支出では、送水管路や設備の更新を進めています。

企業債については、彦根工業用水道事業では平成 26 年度に全額繰上償還を実施し、南部工業用水道事業では計画的に元金の償還を進めており、令和元年度末時点での残高は約 2 億円となっています。



図表 2-19 彦根工業用水道事業・資本的収支の推移

8  
9



図表 2-20 南部工業用水道事業・資本的収支の推移

10  
11  
12  
13

1                   ウ. 経営指標

2                   経常収支比率は100%を上回ってれば、単年度の収支が黒字であることを  
3                   示すものです。概ね全国平均を上回っており、工業用水道事業は安定した経営  
4                   状況を維持しています。

5  
6                   経常収支比率(%)=経常収益/経常費用×100

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
滋賀県	140.5	138.7	137.4	126.5	121.1	123.1	123.6	124.0
全国平均	113.1	118.0	121.2	121.0	122.0	120.2	119.8	118.9

7  
8                   図表 2-21 経常収支比率の推移

9  
10                  (2) 企業庁水道ビジョンの取り組みと実績、評価

11                  ① 主な取り組み

12                  【安心】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・集中監視制御システムの導入による運転監視業務の一元管理（平成23年度）</li><li>・新水質試験棟を本格稼働（平成26年度）</li><li>・浄水場見学や出前講座等の実施</li></ul> |
|---|

13  
14                  【安定】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・「アセットマネジメント計画（平成28年度～令和37年度）」の策定および計画に基づく施設・管路の更新（平成28年度～）</li><li>・「事業継続計画（震災編）」の策定（平成27年度）</li><li>・管路管理システムの構築・運用（平成26年度）</li><li>・放射性物質検査機器の導入（平成26年度）</li></ul> |
|---|

15  
16                  【持続】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・組織改編【本庁、各水道事務所の業務を吉川浄水場に集約】（平成23年度）</li><li>・健全経営（黒字経営）の維持</li><li>・企業債の繰上償還</li><li>・新規受水企業・増量企業の需要拡大に向けた支援制度の創設（平成28年度）</li><li>・水道職員の計画的採用（平成23年度）</li><li>・研修の3カ年計画によるスキルアップと技術継承（平成25年度）</li><li>・新型コロナウイルス感染症に対して「新型インフルエンザ等対策事業継続計画」に準拠した対応を実施（令和元年度）</li></ul> |
|---|

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8

【環境】

- ・「琵琶湖森林パートナー協定」による森林づくり活動の実施（平成 23 年度～）
- ・環境レポートの作成（平成 26 年度～）
- ・省エネルギー施設、設備の導入
- ・浄水発生土、建設副産物の再利用

【国際】

- ・海外からの視察受け入れ

② 目標指標の実績と評価

総合評価

◎：100%以上 ○：80%以上 △：50%以上 ▲：50%未満

基本 目標	指標	優位性	目標値	実績										総合 評価
			R2	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		
安心	水質苦情件数(件)	↓	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	○
安定	ポンプ所の耐震化率(%)	↑	45	16	16	16	34	34	34	34	34	34	34	○
	管路の耐震化率(%)	↑	16	9.2	9.2	9.2	9.2	13	13	13	13	13.8	○	
持続	料金回収率(%)	↑	100 以上	138	134	135	128	123	126	124	110	113	◎	
	経常収支比率(%)	↑	100 以上	141	139	137	127	121	123	124	124	120	◎	
	給水収益に対する内部留保資金の割合(%)	↓	100 以上	207	228	261	309	335	368	415	548	589	◎	
	給水収益に対する企業債残高の割合(%)	↓	300 以下	105	91	79	62.4	56	36.8	19.6	20.5	19	◎	
環境	過去5年間のエネルギー使用原単位変化率対前年比(共通)(%)	↓	-1	-1	-0.1	-0.6	-1.2	-1.1	-1.1	0.2	1.5	0.4	△	
	浄水発生土の有効利用率(%)	↑	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	◎	
	建設副産物のリサイクル(%)	↑	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	◎	

9  
10  
11

図表 2-22 工業用水道事業 目標指標の実績(H23~R1)

1  
2 (3) 課題

3 ① 安心

- 4 ・近年、環境の変化に影響を受けた水質の変化がみられることから、水質状況を  
5 的確に把握するとともに、受水企業に対する速やかな情報提供が必要です。  
6 ・施設、設備、管路の老朽化が進行しており、定期的な点検に基づく適正な維持  
7 管理が必要です。

8  
9  
10 ② 安定

- 11 ・施設、設備、管路の計画的な更新を進めるため、平成 27 年度に策定した「ア  
12 セットマネジメント計画」に基づき、計画的な事業の推進に取り組んでいます  
13 が、事業進捗に若干の遅れがあります。  
14 ・「アセットマネジメント計画」に基づき必要とされる耐震化について着実な取り  
15 組みが必要です。  
16 ・平成 30 年の西日本豪雨や令和元年の台風 19 号では、全国各地で浄水場の浸水  
17 や土砂災害により広域的、長期的な断水が発生しました。今後、企業庁の浄水  
18 施設等においても大雨による浸水が想定されることから、各施設における浸水  
19 対策を進める必要があります。  
20 ・事故や自然災害に備えて非常用発電設備の整備を進めてきたところですが、一  
21 部施設においては未整備となっており、既に整備済みの施設においても老朽化  
22 が進んでいることから、設備の整備、更新が必要となっています。  
23 ・令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症のような新たな危機事案や今後  
24 発生が予測される南海トラフ地震等の発生時においても、工業用水の供給継続  
25 が求められています。

26  
27  
28 ③ 持続

- 29 ・節水への取り組みや産業構造の変化による水需要の減少や多くの管路更新を進  
30 めていく必要があることから健全経営を維持するため、適正な料金設定を行う  
31 とともに新たな受水企業を増やす取り組みが必要です。  
32 併せて、施設規模の適正化を始めとする更なる経営の効率化を進める必要があ  
33 ります。  
34 ・高度化、多様化している課題に対応しながら、経営の効率化を進めるために、  
35 A I や I C T などの新たな技術や民間の優れた取り組みを調査、研究し、必要  
36 に応じて導入を検討していきます。  
37 ・企業庁では令和 2 年 4 月現在、水道職のうち 50 歳以上が 4 割以上を占めてお  
38 り、36 歳から 50 歳までの中間層の職員が 2 割程度と年齢構成に偏りがあるた  
39 め、技術の継承と人材育成が急務となっています。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10

④ 環境

- ・これまでから省エネルギー設備の導入や浄水発生土、建設副産物の再利用など環境に配慮した取り組みを進めてきたところですが、気候変動適応法の制定や二酸化炭素排出量実質ゼロの動きを受け、更なる二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを行う必要があります。

⑤ 国際

- ・引き続き、海外からの視察等の受け入れ態勢を充実させる必要があります。

## 第3章 基本理念・基本目標

### 1. 基本理念

# 信頼の水で、地域の未来に貢献します

『信頼の水で、地域の未来に貢献します』を基本理念に掲げ、安全な水の安定供給および地域産業の健全な発展のために貢献します。

### 2. 基本目標

基本理念に掲げる「信頼の水」を供給するため、「安全」「強靱」「持続」の3つの視点を基本目標として掲げ、取り組みを進めます。

#### 安全：安全で良質な水を安定して供給します

- ・水道用水供給事業においては、水道を利用されている住民の皆さんが安心して使用できる水道水の安定供給に取り組みます。
- ・工業用水道事業においては、企業の生産活動を支えるため、安定した工業用水の供給に取り組みます。

#### 強靱：信頼を支える強靱なライフラインを構築します

- ・自然災害に対する強靱性（レジリエンス）を高め、災害の発生時にも被災を最小限にとどめるため、老朽化した施設等（施設・設備・管路）の計画的な更新や耐震化、浸水対策に取り組みます。
- ・災害や事故に対応するため危機管理対策の向上に取り組みます。

#### 持続：社会の変化に対応した持続可能な経営を推進します

- ・人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少など時代や環境の変化を見据え、経営の効率化や着実な事業運営による健全な経営に取り組みます。
- ・安全な水道水を供給し続けるため、人材の育成や技術継承に取り組むとともに、市町との広域連携に取り組みます。
- ・環境に配慮した取り組みなどに努め、経済・社会・環境の調和を目指した持続可能な滋賀の実現に貢献します。

## 第4章 目標達成に向けた取り組み

第4章では、基本目標「安全」「強靱」「持続」の達成に向け、3つの戦略のもと基本目標ごとに取り組みを進めるとともに、目標指標を設定し、その達成に向けて取り組みを推進していきます。

戦略1 災害リスクを的確に把握し、リスクに応じた施設の強靱化を機動的に図る

戦略2 地域に根ざした経営を行う公営企業として、地域経済の活性化に貢献する

戦略3 水源環境を守り、良質な水の安定した供給に取り組む

### 1. 安全「安全で良質な水を安定して供給します」

#### (1) 水道水源への対応

##### ・環境動向の把握と対応

##### 【共通】

水源の水質変化を的確にとらえる必要があることから、継続的に河川や湖沼における水質調査を実施し状況を把握するとともに、県の環境部局や河川管理者など関係者との情報共有に取り組みます。

##### 【工水】

水質の継続的な監視を行うとともに、水質の変化時には受水企業への速やかな情報伝達を行います。

##### ・森林保全活動の実施【共通】

水源である滋賀県の森林保全に貢献するため、「琵琶湖森林づくりパートナー協定」事業に参画し、森林の下草刈などを行います。

#### (2) 水質管理の強化

##### ・水道G L Pを規範とした信頼性の確保【用水】

平成27年度に県内で初めて取得した水道G L P（水道水質検査優良試験所規範）に基づく信頼性の高い水質検査を行うとともに水質検査技術の向上に取り組み、水質の信頼性の確保を図ります。

1 (3) 安全で安定した水の供給

2 ・水安全計画による安全な水の供給【用水】

3 平成 24 年度に策定した水安全計画に基づく安全な水の供給システムによる浄  
4 水処理を実施します。また、水質に影響を及ぼす新たな環境問題に関して情報収  
5 集を行い、適切に対策を検討し計画の見直しを行います。

6 ・施設・管路の適切な維持管理

7 【共通】

8 企業庁が定める「維持管理指針」に基づく定期的なメンテナンスや管路管理シ  
9 ステム等の運用による効果的、効率的な維持管理を行うことで安定的な供給を行  
10 います。

11 また、施設や管路の適切な点検により事故や漏水等の防止に取り組みます。

12 【用水】

13 平成 23 年度に導入した集中監視制御システムによる浄水場の一体的な運転制  
14 御と各浄水場における管理を並行的に運用することでより安定した水道水の  
15 供給を行います。

16 ・異臭味への対策強化【用水】

17 平成 28 年度に発生した吉川および馬淵浄水場の水道水のかび臭対応として整  
18 備した「琵琶湖を水源とする水道水のかび臭対策マニュアル」により、異臭味発  
19 生時には迅速かつ適切な対応を行うとともに、馬淵浄水場への活性炭処理施設の  
20 導入に取り組みます。

21 (目標値)

取り組み項目	指 標		単 位	優 位 性	目 標 値	
					R7	R12
水質管理の強化	用水	水質基準適合率	%	↑	100	
水質管理の強化	用水	かび臭物質濃度水質基準 比率年間平均値	%	↑	75	
安全で安定した水の供給	用水	苦情発生件数	件	↓	0	
安全で安定した水の供給	工水	苦情発生件数	件	↓	0	

22 <今後10年間の主な取り組みのスケジュール>

区分/年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
環境動向の把握と対応 ・情報収集	■									
水質管理の強化 ・水道GLPの更新			●				●			
異臭味への対策 ・馬淵:活性炭処理施設の導入	■									

1 2. 強靱「信頼を支える強靱なライフラインを構築します」

2 (1) 施設の計画的な更新

3 ・アセットマネジメント計画の着実な実施【共通】

4 平成27年度に策定した「アセットマネジメント計画」（計画期間：平成28年  
5 度～令和37年度）に基づき、老朽度の実態や優先度を確認しながら施設や管路  
6 の耐震化、施設の浸水対策に計画的に取り組めます。

7 また、今後の環境の変化や災害の状況を的確にとらえ、必要に応じて「アセ  
8 ットマネジメント計画」の見直しを行います。

9  
10 (2) 水道施設の耐震化

11 ・浄水場等の耐震化

12 【用水】

13 令和元年度に建設に着手した吉川浄水場の新たな浄水施設の整備を進めるとと  
14 もに、馬淵浄水場、水口浄水場、ポンプ場の耐震対策工事を実施します。

15 水道施設の耐震化にあたっては、将来の水需要を考慮し、ダウンサイジング  
16 等も含めた規模の適正化に取り組めます。

17 【工水】

18 アンケートの結果や協議会を活用した受水企業の意見も参考にしながら、コス  
19 トバランスを考慮し、耐震化の手法や時期を検討していきます。

20 ・管路の耐震化【共通】

21 「アセットマネジメント計画」に基づき計画的に管路の更新を図ります。

22 なお、更新にあたっては災害に強い抜け出し防止構造の耐震管を使用しま  
23 す。

24  
25 (3) 施設の浸水対策

26 ・施設の浸水対策【共通】

27 近年、全国各地で豪雨や台風による浄水場の浸水や土砂災害により広域的、  
28 長期的な断水が発生していることを踏まえて、企業庁においても浸水被害が想  
29 定される施設への対策工事を着実に進めます。

30  
31 (4) バックアップ対策の充実

32 ・非常用発電能力の強化【共通】

33 停電が発生しても水供給が継続できるように、非常用発電設備の未整備施設  
34 への整備や老朽化した非常用発電設備の更新を進めます。更新にあたっては長時  
35 間停電に対応できる設備の導入を進めます。

1 (5) 危機管理体制の強化

2 ・危機管理マニュアルの充実【共通】

3 想定される危機事象を的確に把握し、研修や訓練等を通じて改善点を洗い出し、  
4 必要に応じて危機管理マニュアルの見直しを行います。

5 ・事業継続計画（BCP）の充実【共通】

6 南海トラフ地震発生時など様々な状況を想定し、「事業継続計画（震災編）」の見  
7 直しを行います。

8 また、「新型インフルエンザ等対策事業継続計画」については新型コロナウイルス  
9 ス感染症への対応状況も踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

10 ・原子力発電所事故への備え【共通】

11 「滋賀県企業庁原子力防災初動対応マニュアル」に基づき、適切かつ迅速に対  
12 応します。

13 ・災害・事故時対応訓練の充実【共通】

14 自然災害や事故発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、危機管理マニュアル  
15 に基づき定期的に訓練を実施するとともに、応援協定に基づく受水市町との合同  
16 訓練を実施します。

17 ・応急給水資機材、復旧資機材の確保【共通】

18 災害等発生時に備え、応急給水資機材、復旧資機材の管理を強化し、計画的  
19 な備蓄を行います。

20 (目標値)

取り組み項目	指標		単位	優位性	目標値	
					R7	R12
施設の計画的な更新水道施設の耐震化	用水	浄水施設の耐震対策の進捗	箇所	↑	3	3
施設の計画的な更新水道施設の耐震化	用水	ポンプ所の耐震対策の進捗	箇所	↑	6	7
施設の計画的な更新水道施設の耐震化	用水	管路の耐震化率	%	↑	41.2	50.5
施設の計画的な更新水道施設の耐震化	工水	管路の耐震化率	%	↑	15.6	26.8
施設の浸水対策	用水	浸水対策の進捗	箇所	↑	6	6
施設の浸水対策	工水	浸水対策の進捗	箇所	↑	4	4

21  
22  
23  
24  
25  
26

＜今後10年間の主な取り組みのスケジュール＞

区分／年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
浄水施設の耐震化										
・吉川浄水場系	■	■								
・馬淵浄水場系	■	■	■	■	■					
・水口浄水場系		■	■		■	■	■			
管路の耐震化										
・水道用水供給事業	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
・工業用水道事業	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
施設の浸水対策										
・水道用水供給事業	■	■	■							
・工業用水道事業	■	■	■	■						

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26

### 3. 持続「社会の変化に対応した持続可能な経営を推進します」

#### (1) 健全経営の維持

##### ・利用しやすく適正な料金設定【共通】

安定した水の供給を行うため、不断の経営努力と中長期的な収支見通しを受水市町や企業に示しながら、より利用していただきやすい適正な料金の設定を行います。

##### ・新規受水企業の開拓【工水】

竜王工業団地への進出企業や既設管路周辺における新規受水企業の開拓に取り組むとともに、新規受水企業への優遇措置の拡充に向けた検討を行います。

現在は製造業や電気供給業等に限定されている工業用水道の供給先企業の対象範囲の拡大について、経済産業省など関係機関に対して要望を行っていきます。

#### (2) 経営の効率化の推進

##### ・施設規模の適正化【共通】

耐震化や施設の更新に際しては将来の水需要の減少やそれに伴う収益の減少を考慮して、ダウンサイジング等を検討します。

##### ・維持管理コストの削減【共通】

維持管理コストの削減のため、発注方法・発注仕様の見直しや適切な工法の検討などに取り組みます。

また、企業庁で使用する電力を入札により調達するとともに、適正な規模やエネルギー効率も踏まえた施設や設備の更新等を行うことで、施設、設備の維持管理や修繕にかかるコストの削減に取り組みます。

1           ・ **新たな技術の導入・活用【共通】**

2           場所を問わず管路情報の詳細データを閲覧できることで、災害時に迅速な対応  
3           が可能になるクラウド型の管路管理システムの導入を始めとするA IやI C T  
4           などの新たな技術の調査、研究を進めます。業務の効率化や危機管理対応に資す  
5           る技術は積極的に活用していきます。

6           ・ **民間活力の更なる導入【共通】**

7           既に導入している民間委託を継続しながら、より効果的な事業の運営に資する  
8           と考えられる民間事業者のノウハウや技術について情報収集を行い、トータルコ  
9           ストや事業への影響を考慮したうえで判断し、適切な導入を進めます。

10  
11          **(3) 地域経済の活性化への貢献**

12           ・ **県内事業者への受注機会の拡大と県内生産資材の利用促進【共通】**

13           知事部局との調整を行いながら、入札要件の設定など県内事業者への受注機会  
14           の拡大と県内生産資材の調達の利用促進を進めます。

15  
16          **(4) 広域連携**

17           ・ **市町との連携・交流の充実【用水】**

18           相互の技術力の向上を図るための企業庁が行う技術研修会への受水市町職員  
19           の参加受け入れや災害発生に備えた合同訓練などにおいて、受水市町との交流や  
20           連携を進めます。

21           また、県において「水道広域化推進プラン」の策定を進めていることから、今  
22           後、プランを踏まえた広域連携について受水市町と共に必要性を含め検討してい  
23           きます。

24  
25          **(5) 人材育成と技術継承**

26           ・ **技術の継承と人材確保【共通】**

27           ベテラン職員や再任用職員を適切に配置し、各種業務マニュアルを整備し、充  
28           実することで、中堅・若手職員への技術の継承を進めるとともに、若手職員の育  
29           成や支援に取り組みます。

30           また、施設更新などによる業務量の増加を見据えた計画的な人材確保に取り組  
31           みます。

32           ・ **効果的な人材育成【共通】**

33           業務に必要な資格の保有者を確保し、幅広い知識と技術を持った職員を育成す  
34           るため、自ら企画運営する研修のほか、外部講習への参加や知事部局等との人事  
35           交流などによる人材の育成を進めていきます。

1 (6) 環境に配慮した取り組み

2 ・エネルギー消費量の削減の取り組み【共通】

3 県の低炭素社会づくりに関する施策との整合性を図りながら、施設等の整備、  
4 更新時には省エネルギーに優れた設備の採用や再生可能エネルギーの利用促進を  
5 検討することにより、エネルギー消費量の削減に取り組みます。

6 ・リサイクルの推進など環境負荷の低減【共通】

7 浄水発生土の有効利用に取り組むとともに、建設副産物の排出の抑制やリサイ  
8 クルに取り組みます。

9 また、「グリーン・オフィス滋賀」などの環境対策に取り組み、グリーン購入に  
10 基づくりサイクル商品等の積極的な購入に取り組みます。

11

12 (7) 地域、社会の理解促進

13 ・積極的な情報提供【共通】

14 公営企業として持続したサービスを提供するうえで、経営の透明性を高め、事  
15 業への理解の促進を図る必要があることから、受水市町や企業との協議会の開催  
16 やホームページを通じて、積極的な情報提供を行います。

17 ・地域や社会への貢献【共通】

18 地域の学校教育や社会教育の場として施設見学の受け入れや出前講座の充実を  
19 図り、水道事業への理解の促進に取り組みます。

20 また、県外や海外からの視察を受け入れ、企業庁における取り組みについて情  
21 報を発信します。

22

1 (目標値)

取り組み項目	指標		単位	優位性	目標値	
					R7	R12
健全経営の維持	用水	料金回収率	%	↑	100	
健全経営の維持	用水	経常収支比率	%	↑	100	
健全経営の維持	用水	給水収益に対する内部留保資金の割合	%	↑	100	
健全経営の維持	工水	料金回収率	%	↑	100	
健全経営の維持	工水	経常収支比率	%	↑	100	
健全経営の維持	工水	給水収益に対する内部留保資金の割合	%	↑	100	
地域経済の活性化への貢献	共通	県内産パルプの使用率	%	↑	100	
人材育成と技術継承	共通	若手水道技術職員の資格取得件数	件	↑	4.0	4.5
環境に配慮した取り組み	共通	過去5年間のエネルギー使用原単位変化率対前年比	%	↓	-1	
環境に配慮した取り組み	共通	浄水発生土の有効利用率	%	↑	100	
地域、社会の理解促進	共通	水道事業見学者の理解度	%	↑	90	

2

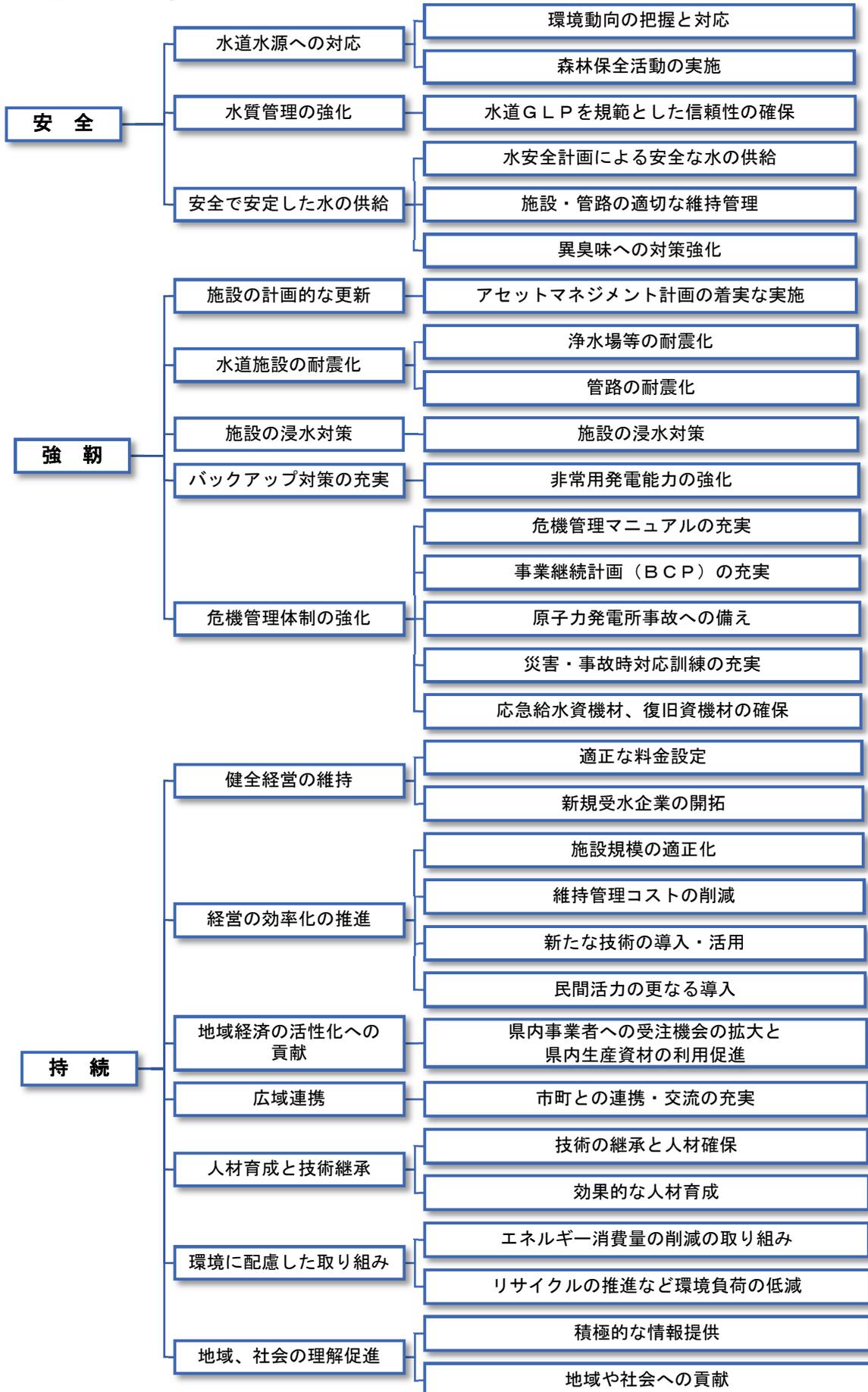
<今後10年間の主な取り組みのスケジュール>

区分/年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
適正な料金設定 ・水道用水供給事業 ・工業用水道事業			改定協議(算定期間 R8~R12)					改定協議(算定期間 R13~R17)		
施設規模の適正化 ・ダウンサイジング等	改定協議(算定期間 R5~R9)					改定協議(算定期間 R10~R14)				
エネルギー消費量削減の取り組み ・省エネルギー設備の採用等	[スケジュール詳細は図表で示されています]									

3

4

## 取り組み項目一覧



1 目標指標

	取り組み項目	指標		単位	優位性	現状	目標値	
						R1	R7	R12
安全	水質管理の強化	用水	水質基準適合率	%	↑	100	100	
	水質管理の強化	用水	かび臭物質濃度水質基準比率年間平均値	%	↑	93	75	
	安全で安定した水の供給	用水	苦情発生件数	件	↓	1	0	
	安全で安定した水の供給	工水	苦情発生件数	件	↓	0	0	
強靱	施設の計画的な更新水道施設の耐震化	用水	浄水施設の耐震対策の進捗	箇所	↑	0	3	3
	施設の計画的な更新水道施設の耐震化	用水	ポンプ所の耐震対策の進捗	箇所	↑	5	6	7
	施設の計画的な更新水道施設の耐震化	用水	管路の耐震化率	%	↑	36.6	41.2	50.5
	施設の計画的な更新水道施設の耐震化	工水	管路の耐震化率	%	↑	13.7	15.6	26.8
	施設の浸水対策	用水	浸水対策の進捗	箇所	↑	0	6	6
	施設の浸水対策	工水	浸水対策の進捗	箇所	↑	0	4	4
持続	健全経営の維持	用水	料金回収率	%	↑	122	100	
	健全経営の維持	用水	経常収支比率	%	↑	121	100	
	健全経営の維持	用水	給水収益に対する内部留保資金の割合	%	↑	239	100	
	健全経営の維持	工水	料金回収率	%	↑	113	100	
	健全経営の維持	工水	経常収支比率	%	↑	120	100	
	健全経営の維持	工水	給水収益に対する内部留保資金の割合	%	↑	589	100	
	地域経済の活性化への貢献	共通	県内産パルプの使用率	%	↑	—	100	
	人材育成と技術継承	共通	若手水道技術職員の資格取得件数	件	↑	3.4	4.0	4.5
	環境に配慮した取り組み	共通	過去5年間のエネルギー使用原単位変化率対前年比	%	↓	0.4	-1	
	環境に配慮した取り組み	共通	浄水発生土の有効利用率	%	↑	100	100	
地域、社会の理解促進	共通	水道事業見学者の理解度	%	↑	95	90		

定義等	【参考】SDGs ターゲットとの関連
(水質基準適合率/全検査数)×100 1年間の定期検査達成項目/定期検査項目数(51項目: 健康項目31項目+生活上支障関連20項目)	6.1 安全・安価な飲料水の普遍的・衡平な アクセスを達成する。
[(1-ジェオスミン平均濃度/水質基準値)+(1-2-メチルイソボルネオール平 均濃度/水質基準値)]/2×100 浄水の定期検査で実施する年間測定値の平均	
受水市町・消費者からの水質苦情、維持管理上の苦情件数 (工事の騒音等は含まない)	
受水市町・消費者からの水質苦情、維持管理上の苦情件数 (工事の騒音等は含まない)	
耐震対策済み施設数	9.1 経済発展と福祉を支える持続可能で強 靱なインフラを開発する。
耐震対策済み施設数	
(耐震対策済み管路延長/総管路延長)×100	
(耐震対策済み管路延長/総管路延長)×100	
浸水対策済み施設数	
浸水対策済み施設数	
(供給単価/給水原価)×100	
(経常収益/経常費用)×100	—
(内部留保資金/給水収益)×100	—
(供給単価/給水原価)×100	—
(経常収益/経常費用)×100	—
(内部留保資金/給水収益)×100	—
県内産バルブを使用した工事件数/ 県内で生産されている規格のバルブを使用する工事件数	9.3 小規模製造業等の、金融サービスや市 場等へのアクセスを拡大する
39歳以下の水道技術職員の水道技術に関する資格取得数/ 39歳以下の水道技術職員数	4.4 働く技能を備えた若者と成人の割合を 増やす
エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法) 事業所 中長期削減目標値	7.3 エネルギー効率の改善率を増やす
(有効利用土量/浄水発生土量)×100	12.5 廃棄物の発生を減らす
(水道見学で理解できたと回答した人数/水道事業見学者数)×100	4.1 無償・公正・質の高い初等・中等教育を 修了できるようにする

## 第5章 投資・財政計画

### 1. 基本的な考え方

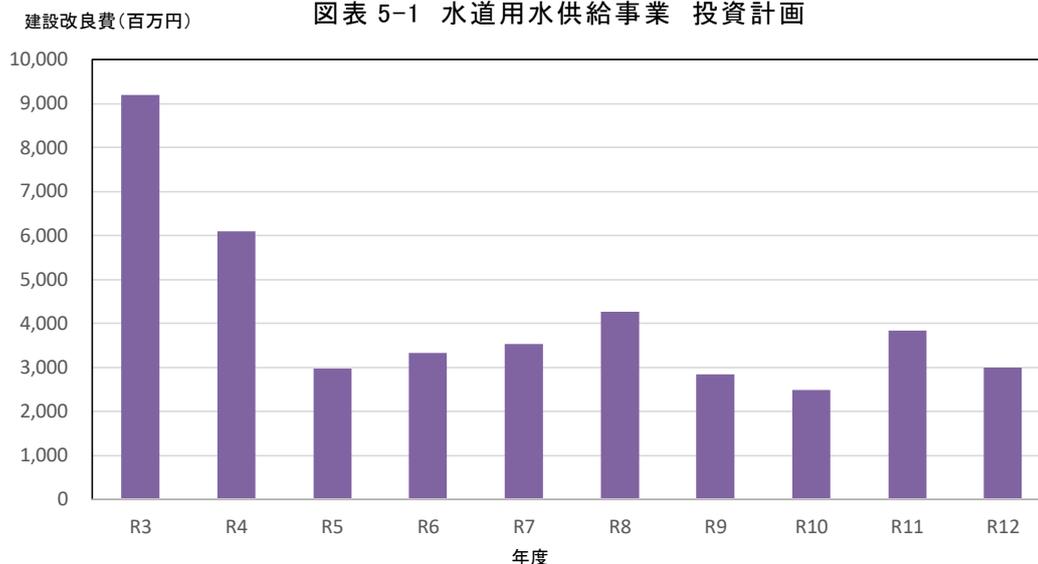
- 自然災害や老朽化に対応するため、「アセットマネジメント計画」による施設整備事業を行い、施設の強靱化を図ります。
- 効率的な経営および適正な料金設定により財政基盤を強化し、経営を安定的に継続します。

### 2. 水道用水供給事業

#### (1) 投資計画

「アセットマネジメント計画」により、着実な施設の更新および耐震化を進めることとしており、計画期間においては、10年間で約416億円の建設改良投資を行う予定です。

図表 5-1 水道用水供給事業 投資計画



図表 5-2 水道用水供給事業 建設改良費

(百万円)

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計
9,204	6,099	2,981	3,331	3,541	4,263	2,851	2,490	3,842	2,984	41,586

#### < 主要事業 >

- ・ 吉川浄水場耐震対策工事 (令和3～令和4年度) 8,096百万円
- ※ 総事業費 (平成29～令和4年度) 9,600百万円
- ・ 管路更新工事 (令和3～令和12年度) 15,394百万円
- ・ 浸水対策工事 (令和3～令和4年度) 400百万円

1 (2) 財政計画

2 ① 水量

3 受水市町との協議を踏まえ令和3年4月から基本水量を 192,730 m<sup>3</sup>から  
4 179,090 m<sup>3</sup>へ見直します。使用水量については、受水市町への水需要調査を  
5 基に算定します。

6 なお、計画期間内の人口の変化による使用水量の影響については、馬淵浄  
7 水場および水口浄水場管内では減少するものの吉川浄水場管内では増加する  
8 予想であり、全体では微減となり、使用水量への大きな影響はないと見込ん  
9 でいます。

10  
11 図表 5-3 水道用水供給事業 水量 (m<sup>3</sup>/日)

年度	R1(実績値)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本水量	192,730	179,090	179,090	179,090	179,090	179,090	179,090	179,090	179,090	179,090	179,090
使用水量	135,431	130,215	130,215	130,215	130,215	130,215	130,215	130,215	130,215	130,215	130,215

12  
13 ② 料金

14 現行の料金単価は下記のとおりです。収支計画においては現行料金で算定  
15 を行います。(※)

基本料金の料率	基本水量1m <sup>3</sup> につき月額	1,270 円
使用料金の料率	使用水量1m <sup>3</sup> につき	29 円 20 銭

16 ※ 令和7年度までの料金は受水市町との協議の結果、改定を行わない予定です。  
17 令和8年度から令和12年度までの料金は、令和7年度に受水市町と協議を行う予定です。

18  
19 ③ 収支計画

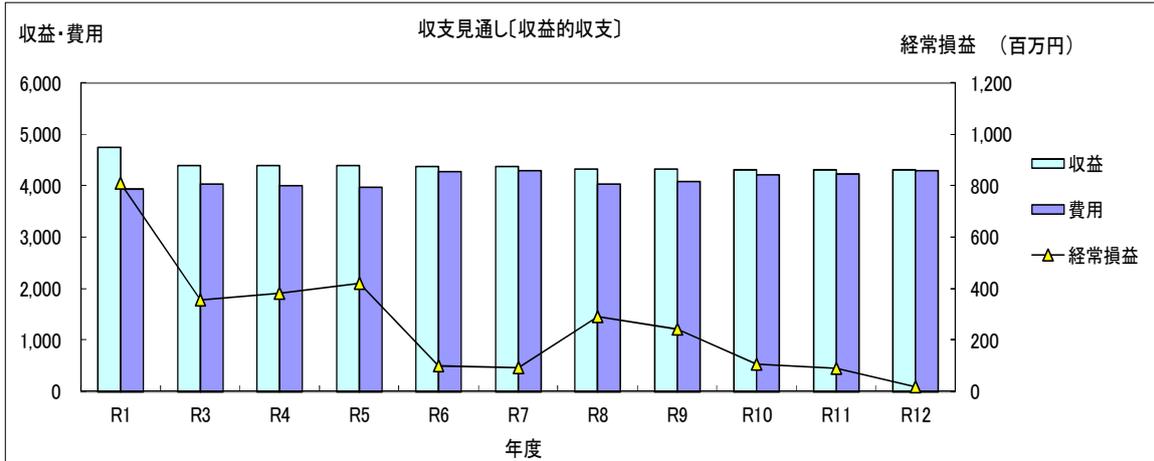
20 収益的収支については、水量を同量で推移すると見込んでいることから、  
21 収益は横ばいで推移します。吉川浄水場の耐震対策工事や管路の更新工事  
22 により、費用である減価償却費が増加し、経常損益は減少傾向にあるものの黒  
23 字を確保できる見込みです。

24 資本的収支では、施設の更新および耐震化による工事により建設改良費が  
25 増加するため、自己資金である内部留保資金を活用するとともに、企業債を  
26 借入れる予定をしています。

図表 5-4 水道用水供給事業 収支計画

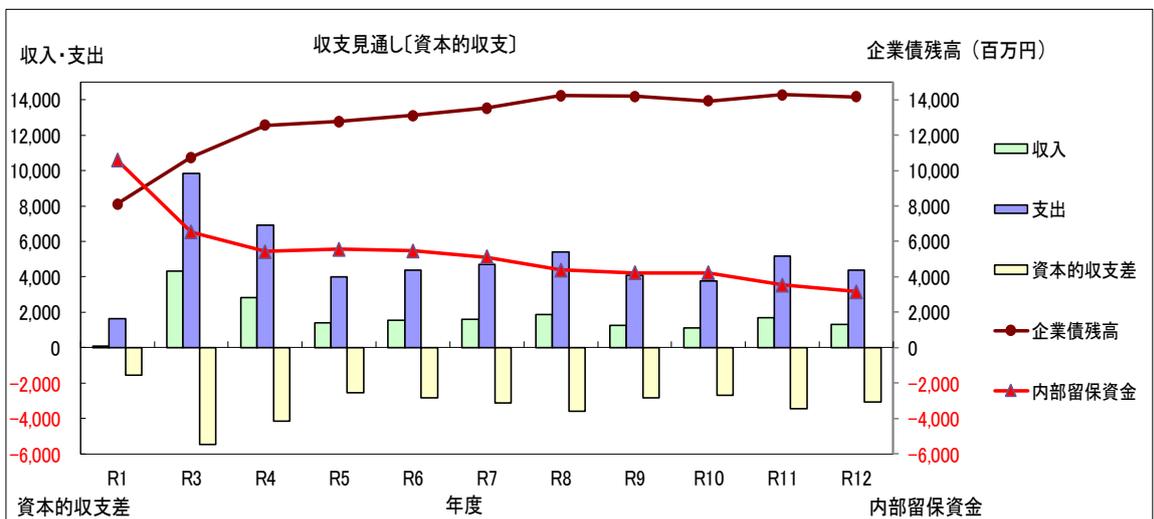
収益の収支 (決算) (百万円)

区分\年度	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益	4,744	4,392	4,386	4,383	4,380	4,378	4,329	4,320	4,311	4,310	4,311
給水収益	4,434	4,117	4,117	4,121	4,117	4,117	4,117	4,121	4,117	4,117	4,117
長期前受金戻入	268	248	242	236	237	235	185	173	167	167	167
その他営業外収入	42	26	26	26	26	26	26	26	27	26	26
費用	3,933	4,036	4,004	3,963	4,282	4,286	4,037	4,079	4,206	4,219	4,292
維持管理費	1,468	1,433	1,474	1,494	1,496	1,498	1,501	1,505	1,507	1,510	1,512
減価償却費	2,292	2,186	2,176	2,191	2,505	2,492	2,221	2,293	2,431	2,413	2,508
支払利息	135	114	124	123	120	117	116	116	112	108	104
その他	38	303	230	154	161	179	199	165	156	188	168
経常損益	811	356	382	420	98	92	292	241	105	91	19



資本的収支 (決算) (百万円)

区分\年度	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入	81	4,349	2,809	1,407	1,535	1,589	1,873	1,278	1,115	1,707	1,318
企業債	0	3,914	2,610	1,180	1,364	1,495	1,861	1,179	1,015	1,646	1,257
他会計出資金	0	206	80	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金	81	229	119	227	171	94	12	99	100	61	61
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	1,662	9,814	6,935	3,977	4,375	4,684	5,433	4,115	3,783	5,160	4,390
建設改良費	887	9,204	6,099	2,981	3,331	3,541	4,263	2,851	2,490	3,842	2,984
企業債償還金	747	580	803	972	1,022	1,089	1,145	1,239	1,268	1,293	1,381
その他	28	30	33	24	22	54	25	25	25	25	25
資本的収支差	△ 1,581	△ 5,465	△ 4,126	△ 2,570	△ 2,840	△ 3,095	△ 3,560	△ 2,837	△ 2,668	△ 3,453	△ 3,072
企業債残高	8,119	10,754	12,561	12,769	13,112	13,517	14,233	14,172	13,919	14,273	14,148
内部留保資金	10,576	6,523	5,412	5,559	5,466	5,126	4,381	4,232	4,216	3,543	3,171

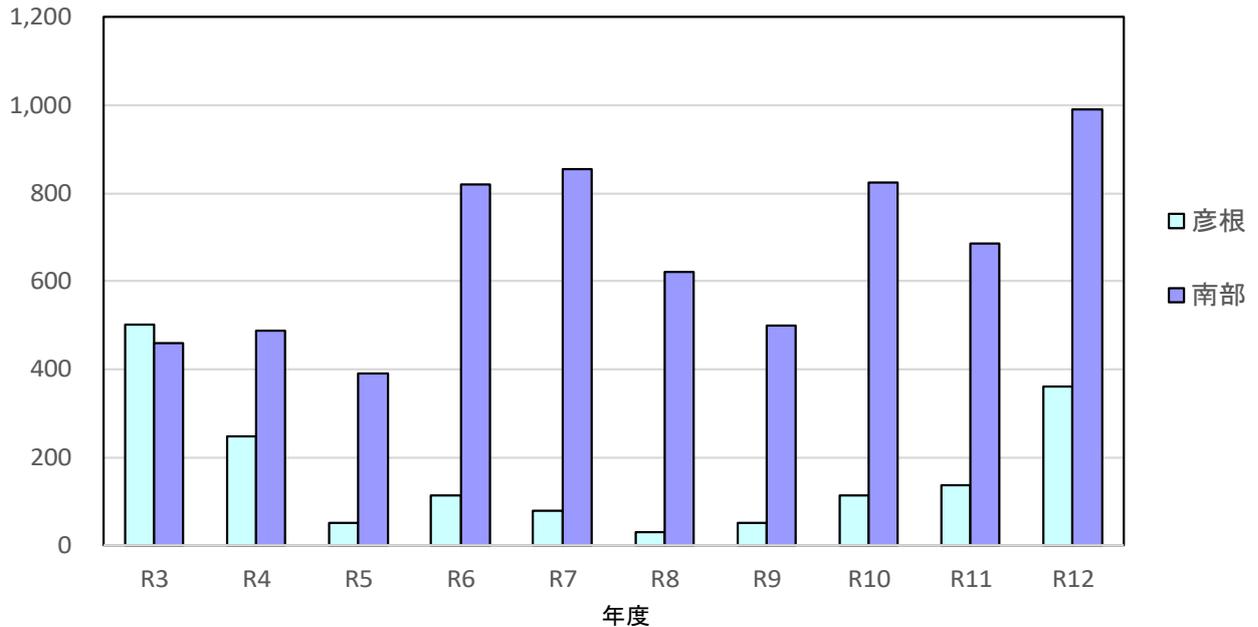


1 3. 工業用水道事業

2 (1) 投資計画

3 「アセットマネジメント計画」により、着実な施設や設備の更新を進めること  
 4 としており、計画期間においては、10年間で彦根が約17億円、南部が約66億  
 5 円、工業用水事業全体で約83億円の建設改良投資を行う予定です。

建設改良費(百万円) 図表 5-5 工業用水道事業 投資計画



6

7 図表 5-6 工業用水道事業 建設改良費 (百万円)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計
彦根	502	247	51	115	80	31	51	114	137	361	1,689
南部	461	489	392	821	855	622	499	824	687	992	6,642
合計	963	736	443	936	935	653	550	938	824	1,353	8,331

8

9 <主要事業>

10 (彦根)

- 11 ・管路更新工事 (令和3～令和12年度) 637百万円
- 12 ・浸水対策工事 (令和4～令和5年度) 75百万円

13 (南部)

- 14 ・管路更新工事 (令和3～令和12年度) 3,008百万円
- 15 ・浸水対策工事 (令和3～令和5年度) 145百万円

1 (2) 財政計画

2 ① 水量

3 基本水量は、平成 30 年 4 月に受水企業の意向を踏まえ、見直しを実施しま  
4 したので、現状で推移すると見込んでいます。

5 また、南部では、竜王工業団地での新規受水企業分として令和 5 年度より  
6 500 m<sup>3</sup>の増量を見込んでいます。

7 使用水量については、受水企業へのアンケート結果を踏まえ、横ばいで推  
8 移すると見込んでいます。

9 図表 5-7 工業用水道事業 水量 (m<sup>3</sup>/日)

区分/年度		R1(実績値)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
彦根	基本水量	24,570	24,570	24,570	24,570	24,570	24,570	24,570	24,570	24,570	24,570	24,570
	使用水量	17,654	17,509	17,509	17,509	17,509	17,509	17,509	17,509	17,509	17,509	17,509
南部	基本水量	53,634	54,384	54,384	54,884	54,884	54,884	54,884	54,884	54,884	54,884	54,884
	使用水量	32,897	32,897	32,897	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200
合計	基本水量	78,204	78,954	78,954	79,454	79,454	79,454	79,454	79,454	79,454	79,454	79,454
	使用水量	50,511	50,406	50,406	50,709	50,709	50,709	50,709	50,709	50,709	50,709	50,709

11 ② 料金

12 現行の料金単価は下記のとおりです。収支計画においては現行料金で算定  
13 を行います。(※)

彦根	基本料金の料率	基本水量 1 m <sup>3</sup> につき	14 円
	使用料金の料率	使用水量 1 m <sup>3</sup> につき	3 円
南部	基本料金の料率	基本水量 1 m <sup>3</sup> につき	34 円 70 銭
	使用料金の料率	使用水量 1 m <sup>3</sup> につき	8 円

14 ※ 令和 5 年度から令和 9 年度までの料金については令和 4 年度に、令和 10 年度から令和 14 年度  
15 までの料金については令和 9 年度に、受水企業と協議を行う予定です。

17 ③ 収支計画

18 (彦根)

19 収益的収支については、管路更新工事等による減価償却費の増加により、  
20 令和 9 年度以降、経常損益は赤字となる見込みです。

21 資本的収支では、工事に伴う建設改良費を自己資金である内部留保資金で  
22 賄うことができる見通しのため、新たな企業債の借入れは予定していません。

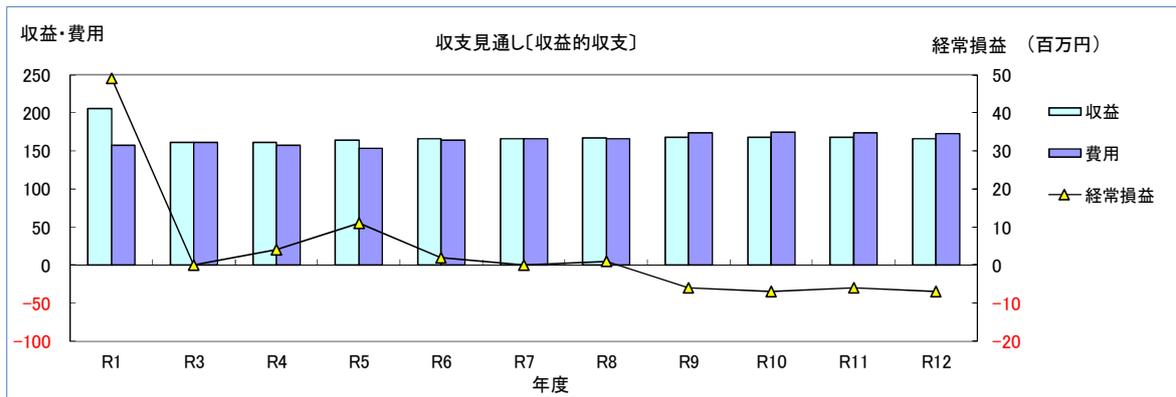
23 経常損益は赤字に転じるものの、計画最終年度である令和 12 年度におい  
24 ても内部留保資金は年間給水収益を維持できる見込みです。

25 しかし、赤字が継続するかぎり内部留保資金は減少し続け、いずれ年間給  
26 水収益程度を維持できなくなるため料金改定時において、受水企業と「適正  
27 な料金」について協議を行います。

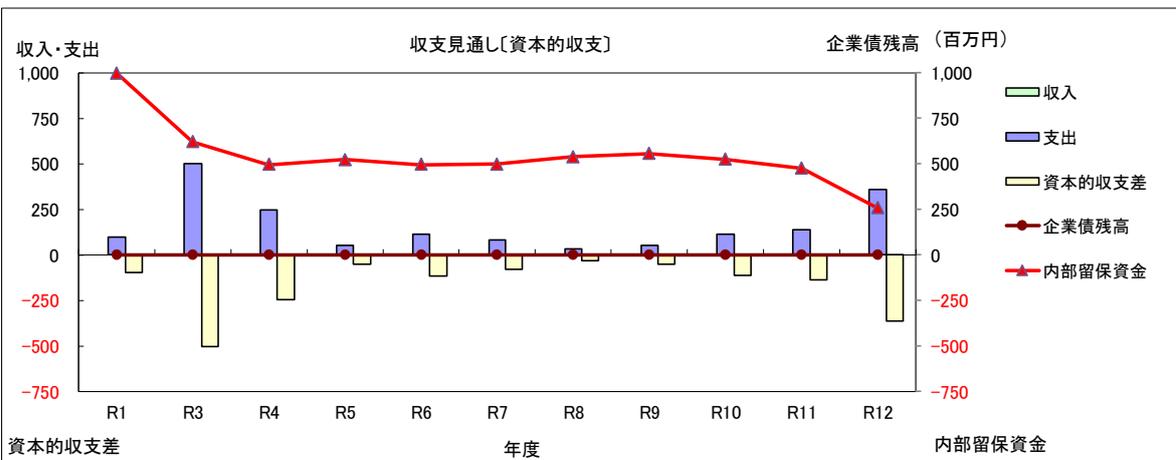
1  
2

図表 5-8 彦根工業用水道事業 収支計画

区分\年度	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収 益	206	161	161	164	166	166	167	168	168	168	166
給水収益	190	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145
長期前受金戻入	14	14	14	17	19	19	20	21	21	21	19
その他営業外収入	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
費 用	157	161	157	153	164	166	166	174	175	174	173
維持管理費	79	84	84	85	85	85	85	85	85	85	85
減価償却費	76	75	69	67	77	80	81	88	88	87	83
支払利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	2	4	1	2	1	0	1	2	2	5
経常損益	49	0	4	11	2	0	1	△ 6	△ 7	△ 6	△ 7



区分\年度	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収 入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金	5	86	43	9	20	14	5	9	20	24	62
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支 出	97	502	247	51	115	80	31	51	114	137	361
建設改良費	96	502	247	51	115	80	31	51	114	137	361
企業債償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支差	△ 97	△ 502	△ 247	△ 51	△ 115	△ 80	△ 31	△ 51	△ 114	△ 137	△ 361
企業債残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内部留保資金	998	620	496	521	496	498	537	555	524	476	258



3  
4  
5

1 (南部)

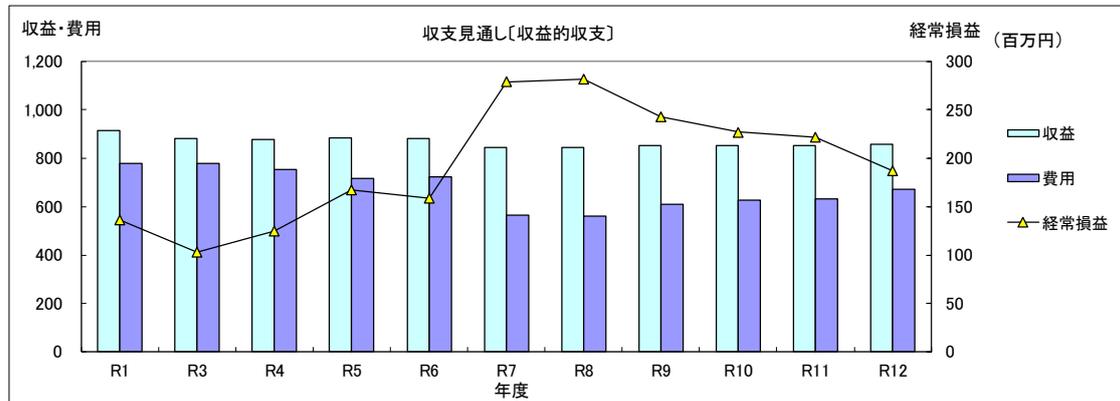
2 収益的収支については、減価償却費の増減による影響はあるものの黒字を  
3 確保できる見込みです。

4 資本的収支では、管路更新工事等により建設改良費は増加しますが自己資金  
5 である内部留保資金で賄うことができる見通しのため、新たな企業債の借入  
6 れは予定していません。

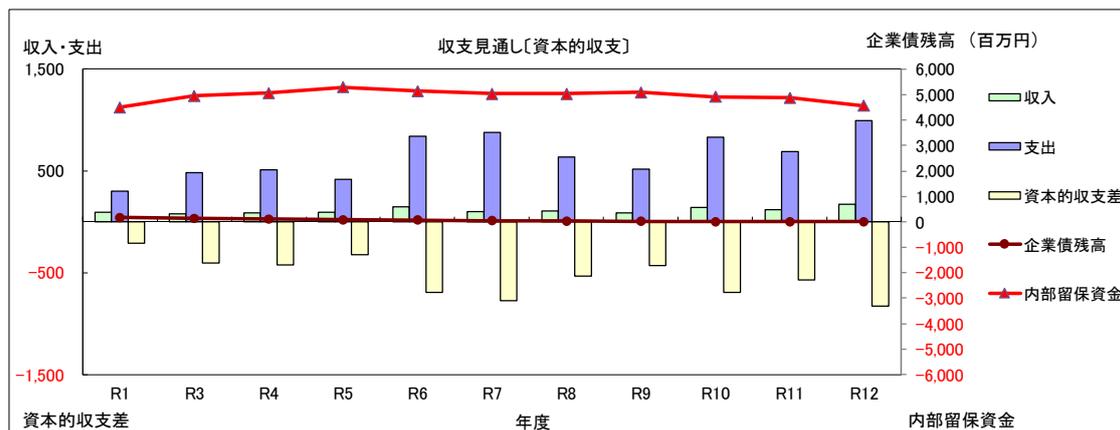
7

図表 5-9 南部工業用水道事業 収支計画

収益的収支 (決算)		(百万円)										
区分\年度	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
収益	914	882	879	884	881	844	843	853	853	854	859	
給水収益	787	784	785	794	792	792	792	794	792	792	792	
長期前受金戻入	93	88	84	80	79	42	41	49	51	52	57	
その他営業外収入	34	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
費用	778	779	754	717	722	565	561	610	626	632	672	
維持管理費	304	317	317	319	319	319	320	321	321	321	322	
減価償却費	469	445	419	385	376	218	220	273	279	289	318	
支払利息	3	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	
その他	2	15	16	12	26	27	20	16	26	22	32	
経常損益	136	103	125	167	159	279	282	243	227	222	187	



資本的収支 (決算)		(百万円)										
区分\年度	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
収入	95	78	85	93	149	102	108	86	142	118	171	
企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助金	1	78	85	93	149	102	108	86	142	118	171	
その他	94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支出	305	482	511	414	843	878	638	516	834	693	996	
建設改良費	282	461	489	392	821	855	622	499	824	687	992	
企業債償還金	20	20	21	21	21	22	15	16	9	5	3	
その他	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
資本的収支差	△ 210	△ 404	△ 426	△ 321	△ 694	△ 776	△ 530	△ 430	△ 692	△ 575	△ 825	
企業債残高	173	132	112	91	69	48	32	17	8	3	0	
内部留保資金	4,491	4,955	5,063	5,295	5,136	5,031	5,031	5,083	4,918	4,870	4,566	



#### 4. 健全経営の維持・向上に向けた取り組みについて

人口減少、水需要の減少に伴い、長期的には収益も減少傾向に向かうことを踏まえ、一定の内部留保資金を確保しつつ、健全経営を維持するため経営改善の取り組みを検討、推進していきます。

##### (1) 施設規模の適正化と長寿命化

水需要の減少を踏まえ、施設、設備の整備や更新時にダウンサイジングを行うとともに、長寿命化に取り組みます。

(取組例)

###### ① 施設規模の適正化

- ・吉川新浄水場、管路更新におけるダウンサイジング
- ・既設ポンプ台数の見直しによる修繕費、点検費用の縮減

###### ② アセットマネジメント計画による施設の長寿命化

- ・アセットマネジメント計画の着実な実施

##### (2) 維持管理コストの削減と資金調達・運用の検討

継続的に維持管理コストの削減に取り組むとともに、市中金利の上昇局面を見据え資産運用について検討し、運用益の確保を図ります。

(取組例)

###### ① 維持管理コストの削減

- ・電力単価の入札による動力費の削減
- ・活性炭種の変更による薬品費の削減
- ・ダウンサイジングによる維持管理経費の削減

###### ② 最適な資金調達、資金運用の検討

- ・資金運用方法の見直し
- ・企業債の適正な活用

##### (3) エネルギー消費量の削減

エネルギーの効率化や新エネルギー導入の検討を更に進めることで、維持管理費の削減と併せて、脱二酸化炭素社会の実現に向けて貢献します。

(取組例)

###### ① エネルギー消費量の削減の取り組み

- ・加圧ポンプのインライン化運用による動力費の削減
- ・連絡管運用による動力費の削減
- ・吉川浄水場の新浄水施設での高効率のポンプ・電動機導入による動力費削減
- ・既設ポンプ・電動機の高効率化による動力費の削減
- ・民間事業者と連携した小水力発電の設置
- ・太陽光発電システムの拡充の検討

## 第6章 計画の推進

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8

「企業庁経営戦略」に掲げた基本理念や目標の実現に向け、取り組みを確実に推進していくため、外部からの意見も聴取しながら、PDCAサイクルに基づいた定期的な検証・評価を行います。

また、計画中期の5年後（令和7年度）をめどに総合的な検証・評価を行い、必要に応じて「企業庁経営戦略」の見直しを行うこととします。

